

留学生、事業修習生等の届出

年度 租税条約による市・県民税の免除に関する届出書

さぬき市長 殿

年 月 日

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第十一条に基づき次のとおり届け出ます。

市・県民税の免除を受ける者	氏 名			
	住 所 (居 所)			
	生 年 月 日	年 月 日	年 齢	
	国 籍		入国年月日	年 月 日
	在 留 資 格		納 税 地	
	在 留 期 間			
	入 国 前 の 住 所			
在籍する学校、 訓練を受ける機関等	名 称			
	所 在 地			
租税条約の規定に基づく所得税の免除について	所得税については、日本国と_____との間の租税条約第___条第___項により、租税条約に関する届出書を_____年___月___日に税務署に提出して免除を受けています。			
免除となる所得	支払者の名称 (氏名)			
	支払者所在地(住所)			
	契 約 期 間			
	所 得 の 種 類		支 払 金 額	
	支 払 方 法		支 払 期 日	
納 税 管 理 人 又は 本 件 連 絡 先	氏 名 (名 称)			
	住 所			
	電 話 番 号			

【添付書類】

- ※ 租税条約に関する届出書の写し
- ※ 在学する学校が発行する在学証明書
- ※ 訓練機関が発行する事業等の修習者であることを証する書類
- ※ 交付金等の支給者が発行する交付金等の受領者であることを証する書類
- ※ 雇用契約等を締結している場合は契約書

【提出について】

- ※ 毎年1月1日現在さぬき市に住所がある場合は、3月15日までにこの届出書の提出が必要です。提出がない年は、市・県民税は免除となりません。